



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 公安委員会規則

- \*5 和歌山県警察の情報の公開に関する規則及び和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

- 599 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託 (消防保安課) ..... 2
- 600 鳥獣保護区の指定予定の通知 (環境生活総務課) ..... 2
- 601 特別保護地区の指定予定の通知 ( " ) ..... 3
- 602 公聴会の開催 ( " ) ..... 4
- 603 " ( " ) ..... 4
- 604 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (障害福祉課) ..... 5
- 605 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " ) ..... 5
- 606 " ( " ) ..... 6
- 607 " ( " ) ..... 6
- 608 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 ( " ) ..... 6
- 609 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課) ..... 6
- 610 公共測量の終了 (技術調査課) ..... 7
- 611 基本測量の実施 ( " ) ..... 7
- 612 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) ..... 7

### ○ 公安委員会告示

- 22 道路交通法の規定による指定講習機関の指定 ..... 8

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察の情報の公開に関する規則及び和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月24日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察の情報の公開に関する規則及び和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(和歌山県警察の情報公開に関する規則の一部改正)

第1条 和歌山県警察の情報の公開に関する規則 (平成13年和歌山県公安委員会規則第9号) 等の一部を次のように改正する。

第12条中「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター (平成4年4月7日に財団法人和歌山県暴力団追放県民センターという名称で設立された法人をいう。) 及び財団法人和歌山県水上安全協会 (平成9年6月19日に財団法人和歌山県水上安全協会という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター及び公益財団法人和歌山県水上安全協会」に改める。

（和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第25条中「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター（平成4年4月7日に財団法人和歌山県暴力団追放県民センターという名称で設立された法人をいう。）及び財団法人和歌山県水上安全協会（平成9年6月19日に財団法人和歌山県水上安全協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター及び公益財団法人和歌山県水上安全協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第599号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付及び書換え等に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

### 和歌山県告示第600号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定を予定しているので、同条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 鳥獣保護区の名称

新宮・三佐木鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

(1) 越路トンネルの南檜杖側入口を起点にして、北に直進し熊野川上の和歌山県と三重県の県境に至り、県境に沿って熊野川河口に至り、河口より新宮鳥獣保護区の王子ヶ浜堤防を越え県道231号あけぼの広角線沿いに南進し、国道42号に至りさらに南進し広角交番前に至り、同箇所から市道下地砂羅線沿いに北進し、国道168号に至り、国道168号沿いに起点に戻る線に囲まれた区域から新宮鳥獣保護区となっている千穂ヶ峯を除いた区域

(2) 国道42号と佐野川の交点である松籟橋<sup>しょうらいばし</sup>を起点として佐野川を上り、くろしおスタジアム南を流れる支流を細谷沿いに上り、佐野堤に至り佐野堤の縁に沿って西に進み、佐野堤の西端から秋葉神社に向かって北進し、同箇所からさらに北進して木ノ川に至り、同箇所から山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り、同農道沿いに西進し木ノ川に至り、木ノ川の支流を上って船山農道終点に至り、船山農道沿いに東進し船山橋に至り、同橋から那智勝浦新宮道路沿いに新宮方面に進み国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに南進し、JR三輪崎駅北の踏切に至る道路との交点から同踏切に至り、線路沿いを北進し、御手洗トンネルの新宮駅側入口に至り同箇所から真東に進み海岸に至り、同箇所の地先

から赤島まで直線に進み、赤島から新宮市と那智勝浦町の境界に至り、境界沿いに進んで国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに北進し起点に至る線に囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10年間

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

新宮・三佐木鳥獣保護区は、公共機関や教育機関、文化施設、商業施設、住宅地が多数存在する中心市街地や熊野川とその河口区域を包含する北部区域と、新宮港、三輪崎漁港や、新宮医療センター、大型商業施設、多数の住宅地を中心に周辺山林や海域を包含する南部区域から構成されている。

当該鳥獣保護区は、山林・河川・海岸を区域に含んでおり、それぞれの特色をもった自然環境のもと、多様な鳥獣が生息や繁殖しており、一部区域では絶滅危惧種の鳥類の生息が確認されている。

前述したように公共機関や住宅地等があり、多くの方が生活する区域でありながら、豊かな自然に囲まれ、多様な鳥獣の生息地や繁殖地となっており、鳥獣が身近に感じられる区域でもある一方、多くの方の生活圏でもあるために周辺の静謐の確保や狩猟による事故の危険性も排除する必要がある区域でもある。

このため、当該区域は、区域内の静謐の確保や狩猟による事故の危険性を排除する必要がある区域であり、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### (3) 管理方針

農林業の被害状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対して、被害等の実績に十分考慮して適切に対応しつつ、違法な鳥獣捕獲防止のために鳥獣保護員の協力を得ながら巡視に努める。

### 5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

### 6 縦覧期間 平成23年5月25日から平成23年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

## 和歌山県告示第601号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 特別保護地区の名称

那智山鳥獣保護区特別保護地区

#### 2 特別保護地区の区域

保安林に指定されている那智勝浦町那智山字飛滝2の1、大平3の1、普賢地3の2、鎮守山6の1及び6の2、姥ヶ懐11、向山718の1の区域

#### 3 特別保護地区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10年間

#### 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

## (2) 特別保護地区の指定目的

那智山鳥獣保護区特別保護地区は、「那智原始林」とその周辺区域であり、シイ、ウラジロガシなどこの地域を代表する照葉樹林の林相を示し、またシダ植物やつる性植物など多様な植物が植生する豊かな自然環境となっており、多種多様な鳥獣が生息や繁殖するのに適した自然環境を形成している。

このため、当該区域は、那智山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であることが認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

那智勝浦町及び鳥獣保護員の協力を得ながら、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。

## 5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

## 6 縦覧期間 平成23年5月25日から平成23年6月8日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

## 和歌山県告示第602号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成23年6月15日（水）午前10時00分から

2 場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字木戸浦441-8  
那智勝浦町体育文化会館 1階 第2研修室

3 案件 那智山鳥獣保護区特別保護地区（那智勝浦町）の再指定について

## (1) 区域

保安林に指定されている那智勝浦町那智山字飛滝2の1、大平3の1、普賢地3の2、鎮守山6の1及び6の2、姥ヶ懐11、向山718の1の区域

(2) 総面積 63ヘクタール

## (3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10か年間

## 4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室（TEL 073-441-2779）

東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課（TEL 0735-21-9631）

## 和歌山県告示第603号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成23年6月15日（水）午後2時00分から

- 2 場所 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8  
東牟婁総合庁舎 3階 大会議室
- 3 案件 新宮・三佐木鳥獣保護区の区域拡大について

(1) 区域

- ア 越路トンネルの南檜杖側入口を起点にして、北に直進し熊野川上の和歌山県と三重県の県境に至り、県境に沿って熊野川河口に至り、河口より新宮鳥獣保護区の王子ヶ浜堤防を越え県道231号あけぼの広角線沿いに南進し、国道42号に至りさらに南進し広角交番前に至り、同箇所から市道下地砂羅線沿いに北進し、国道168号に至り、国道168号沿いに起点に戻る線に囲まれた区域から新宮鳥獣保護区となっている千穂ヶ峯を除いた区域
- イ 国道42号と佐野川の交点である松籟橋<sup>しょうらいばし</sup>を起点として佐野川を上り、くろしおスタジアム南を流れる支流を細谷沿いに上り、佐野堤に至り佐野堤の縁に沿って西に進み、佐野堤の西端から秋葉神社に向かって北進し、同箇所からさらに北進して木ノ川に至り、同箇所から山すそに沿って白龍神社に至る農道に至り、同農道沿いに西進し木ノ川に至り、木ノ川の支流を上って船山農道終点に至り、船山農道沿いに東進し船山橋に至り、同橋から那智勝浦新宮道路沿いに新宮方面に進み国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに南進し、JR三輪崎駅北の踏切に至る道路との交点から同踏切に至り、線路沿いを北進し、御手洗トンネルの新宮駅側入口に至り同箇所から真東に進み海岸に至り、同箇所の地先から赤島まで直線に進み、赤島から新宮市と那智勝浦町の境界に至り、境界沿いに進んで国道42号に至り、同箇所から国道42号沿いに北進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 総面積 1,352ヘクタール

(3) 存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10か年間

4 公聴会に関する問い合わせ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室 (TEL 073-441-2779)

東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課 (TEL 0735-21-9631)

和歌山県告示第604号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更指定年月日
3012250100	ふたば作業所	生活介護	利用定員	13人	18人	平成23.5.1
		就労継続支援B型	利用定員	25人	20人	

和歌山県告示第605号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

3010120 768	有限会社成介	居宅介護・ 重度訪問介 護	事業所の所在地	和歌山市秋葉町2番55 号	和歌山市吉原778番地2	平成 23.4.1
3010120 073	ニチイケアセン ター和歌山城北	居宅介護・ 重度訪問介 護	事業所の名称	ニチイケアセンターの ぶとぎ	ニチイケアセンター和 歌山城北	平成 23.4.1

## 和歌山県告示第606号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012110 049	ホームヘルプド リーム	居宅介護・ 重度訪問介 護・行動援 護	事業所の所在地	日高郡由良町衣奈745	日高郡由良町吹井130	平成 23.4.1

## 和歌山県告示第607号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012300 244	第二なぎの木園	児童デイサ ービス	事業所の名称	すみれ	第二なぎの木園	平成 23.4.1

## 和歌山県告示第608号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
有限会社長沢薬 局漢方専門店	田辺市高雄一丁目5番50 号	医療機関の所 在地変更	田辺市湊1581番地の10	田辺市高雄一丁目5番5 0号	平成 22.11.8

## 和歌山県告示第609号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成22年和歌山県告示第1170号）の一部を平成23年5月13日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

**和歌山県告示第610号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 橋本市全域

**和歌山県告示第611号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

**和歌山県告示第612号**

平成23年度障害福祉課障害者福祉バスの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
障害者福祉バス 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成23年5月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
いすゞ自動車近畿株式会社和歌山事業本部  
和歌山県和歌山市狐島604番地の1
- 5 落札金額  
28,301,437円（うち消費税及び地方消費税の額1,347,687円）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成23年3月25日

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、取消処分者講習を行う指定講習機関として次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき公示する。

平成23年5月24日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

名称及び住所並びに代表者の氏名			特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地		特定講習の種別	指定を 行った 年月日
名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地		
財団法人和歌山 県交通安全協会	和歌山市西1番 地	高垣宏	那智勝浦自動車 教習所	東牟婁郡那智勝 浦町宇久井1680 番地1	取消処分者講習	平成 23. 3. 23